



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4166 号 2018.1.26 発行

### 美容室 障害ある子、楽しく散髪 創意工夫の無料サービス



毎日新聞 2018年1月25日  
カットの所作を見せる高瀬さん=福井市のMOKで2018年1月11日午後5時16分、大森治幸撮影  
福井市の「MOK」

福井市御幸の美容室「MOK（モク）」が、療育手帳や障害者手帳を持つ子供の無料カットを今月から始め、好評だ。自身もダウン症の長男（10）を育てるオーナーの美容師、高瀬陽子さん（39）は「美容室の楽しい雰囲気を、障害のある子供とその家族にも味わってほしい。美容室が子育ての情報交換の場になればいい

な」と話す。

福井市出身の高瀬さんは大阪の専門学校で学び、美容師に。その後、結婚して長男を出産し、約10年前に離婚。福井に戻り、再び美容室で働き始めた。2014年6月、「気兼ねなく子育てと仕事ができる」と考えて独立した。イラスト付きでカットの流れを説明した紙。子供の特性に応じて高瀬さんが作った=福井市御幸3で2018年1月16日午後4時12分、大森治幸撮影



長男はダウン症で、心臓の壁に穴が開く病気で生後すぐ手術を受けた。その後は、高瀬さんの愛情を一身に受け、「女の子みたいにかわいく明るい笑顔が特徴」の元気な男の子に育った。地元小学校の特別支援学級に進学し、昨年からは障害児を対象にした「放課後等デイサービス」に通う。

デイサービスの車で帰宅する長男を迎える際、同乗している友人たちが「こんにちは」といつも明るく声をかけてくる。高瀬さんは、そんな無邪気な声に「この子たちのために何かしたい」と考え、無料カットを始めた。

独立前、勤めていた美容室で何度か自閉症などの障害がある子どもを散髪した。じっとしてられない子供もおおり、母親が周囲の目を気にして「途中ですけどこれで大丈夫です」と申し訳なさそうに店を後にする姿も目の当たりにした。

高瀬さんの長男も散髪の際、気が散り、じっとしてられないことがよくあった。そんな時、高瀬さんは人形を前に置き、声色を変えて「頑張るところをちゃんと見てるよ!」。人形と高瀬さんから声援を受けた長男は、喜んでカットに応じた。

そんな経験を生かし、無料カットの日は、子供の特性や性格に合わせ、床にレジャーシートを敷いて雰囲気を変えたり、バリカンの音を最初に子供に聞かせて慣らしたりするなど工夫をこらす。予約制で、店内には高瀬さん一人のため、周囲を気にする必要もなく、「この子が最後までじっとしていられたなんて奇跡」と喜ぶ母親もいるという。

無料カットは第1、3日曜日の午前中（3、12月は除く）で、対象は小学生以下。【大森治幸】

**広さ2畳に施錠閉じ込め 職員逮捕施設でまた虐待** 神戸新聞 2018年1月26日



入所者を閉じ込める虐待が明らかになった障害者支援施設「ハピネスさつま」=加古川市志方町大沢

入所者への虐待が相次ぎ、昨年3月と11月に職員2人が逮捕された兵庫県加古川市の障害者支援施設「ハピネスさつま」で、同年9月にも入所者がいたキッチンで職員が施錠する閉じ込め事案があり、同施設を運営する社会福祉法人「博由社（はくゆうしゃ）」（同県明石市）が兵庫県や加古川市に虐待として報告していたことが25日、関係者への取材で分かった。入所者の閉じ込めが常態化している

として、2013年にも県が博由社に改善を求め勧告していた。（広岡磨璃）

県は昨年12月までに、同一法人には異例となる計3回の勧告を出した。虐待の多発を踏まえ、理事の責任の明確化と体制の刷新を求めている。

「ハピネスさつま」を巡る動き	
2013年	施錠による閉じ込めの虐待、県が勧告
16年9月	職員が入所者に暴行
17年3月	暴行容疑で職員逮捕、県が勧告
4月	検証委員会設置
9月	施錠による閉じ込めの虐待、県が文書指導
11月	入所者への傷害容疑で職員逮捕
12月	県が勧告、検証委が緊急提言
18年1月末	法人が改善報告書を提出（予定）

関係者や県、市によると、昨年9月中旬、同施設で、知的障害がある女性入所者の落ち着きがなくなったため、女性職員が女性棟にある広さ2畳程度のキッチンに誘導後、ドアを閉め、外側から鍵を使って施錠。約5分間、施錠したままだった。別の職員が解錠し、入所者はしばらくして出てきたという。キッチンのドアは内側からつまみで開錠でき、施錠した職員は入所者が開錠できると思っていたと説明したという。法人は県と市に虐待として報告。県は文書で指導した。

同施設では12年から1年余り、入所者がいる居室などを施錠する虐待が常態化し、県が勧告。昨年3月には入所者への暴行容疑で職員が、同11月には同じ入所者への傷害容疑で別の職員がそれぞれ逮捕され、県は再び勧告を出した。同12月の3度目の勧告では、体制の刷新を要求。法人に今月末までに改善報告書の提出を求めている。

法人は取材に対し、「詳しくお答えできる状況にない」としている。

博由社は1982年設立。加古川、明石などで障害者や介護の施設計7カ所を運営し、職員約400人。ハピネスさつまは2005年に開所し、定員55人で通所サービスも手掛けている

**医師28人を行政処分、指定医資格の不正取得 厚労省** 朝日新聞 2018年1月25日

厚生労働省は25日、医道審議会医道分科会の答申を受け、医師28人の行政処分を発表した。業務停止2カ月が2人、同1カ月が11人、戒告が15人。業務停止の発効は2月8日。

28人はいずれも、重い精神疾患の患者を強制的に入院させる判断ができる「精神保健

指定医」資格の取得をめぐる不正が処分理由。診療に関わっていない患者を経験症例として報告したり、指導医として十分確認しなかったりした。

指定医資格の不正取得は2015年に聖マリアンナ医大病院（川崎市）で発覚したことを受け、厚労省が調査。16年に12都府県の病院に所属していた89人の資格を取り消した。ほかに、4人の新規申請を認めず、6人は取り消し前に資格を返納した。今回はこのうち28人の行政処分を決めた。厚労省は今後も順次医道分科会に諮問して処分する。

処分者の所属（不正当時）は以下の通り。群馬県立精神医療センター（群馬県伊勢崎市）＝5人、原病院（同）＝2人、千葉大病院（千葉市）＝3人、東京都立松沢病院（世田谷区）＝2人、都立多摩総合医療センター（府中市）＝3人、聖マリアンナ医大病院＝6人、済生会横浜市東部病院＝2人、北里大東病院（相模原市）＝5人。

### さんさん山城「農山漁村の宝」に 京都、農福連携など評価

京都新聞 2018年1月25日

京都府京田辺市興戸の障害者就労支援事業所「さんさん山城」がこのほど、近畿農政局から第1回「近畿ディスカバー農山漁村の宝」に選ばれた。農業などで地域を活性化している団体をたたえる制度で、障害者が地元の特産品を生産・加工して販売する「農福連携」などの取り組みが評価された。



第1回「近畿ディスカバー農山漁村の宝」の選定証や手作りの野菜を手に喜ぶ利用者や職員（京田辺市興戸・さんさん山城）

農政局が初めて企画、農林水産省が2014年から選定している「ディスカバー農山漁村の宝」の候補団体から、近畿独自の優れた取り組みをしている団体に関西6府県で一つずつ選んだ。

さんさん山城は2011年4月、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が開所。現在、聴覚障害者を中心に知的や精神障害のある10代～80代の利用者30人が登録する。

利用者らは、廃園予定だった市内の茶園や近隣の畑を借りて野菜など約30種を栽培して農協などに出荷。えびいもコロケや抹茶クッキーなどの商品も開発し、地域の模擬店などで出店している。4月には施設内に特産を使ったカフェもオープンした。

管理者の藤永実さん（64）は「利用者が頑張ったからこそ評価された。この地域にあって良かったという施設になってほしい」と話している。

### 春日台職業訓練校、閉鎖へ 知的障害者対象、全寮制 中日新聞 2018年1月26日

県は、知的障害者を対象とした全国唯一の全寮制の職業能力開発校「春日台（はるひだい）職業訓練校」（春日井市）を三月末で閉鎖することを決めた。一九六九年の開校以来、障害者の就職を支えてきたが、近年は県による他の支援策も充実し、定員割れが続いていた。県は関係議案を県議会二月定例会に提案する。

同校では、義務教育を修了した知的障害者が一年間、機械や縫製、紙器製造、木工などの科目に分かれ訓練する。訓練生は集団で寝食や運動、掃除洗濯をこなしながら自主性と社会性を身に付け、就職率も高い。全国障害者技能競技大会（アビリンピック）でも、多くの入賞者を出してきた。

一方、時代の変化とともに習得技術を生かせる就職先が減り、特別支援学校で中等部から高等部への内部進学率が上昇したことなどから、最近では定員割れが続いていた。二〇一七年度は定員五十人に対し十四人と職員数を下回り、厳しい運営を余儀なくされていた。

障害者への就職支援では、県は一七年度から、健常者向けの高等技術専門校（名古屋、岡崎市）に知的障害者コースを、特別支援学校二校（一宮、春日井市）に職業コースをそれぞれ新設。社会福祉法人などに委託する「障害者就業・生活支援センター」も十二市町に開設され、地域内で小まめに就労を支える体制が整ってきたことから、春日台職業訓練校の閉鎖を決めた。



県が3月末での閉鎖を決めた春日台職業訓練校＝春日井市神屋町で（県提供）

同校や医療機関、入所施設などの複合拠点「県心身障害者コロニー」は一九〇三年三月から、施設を統廃合するなどして「医療療育総合センター」に再編される。同校はこれに先駆け、半世紀近い歴史に幕を下ろすことになり、安藤秀之校長は「多くの関係者の尽力で三千人以上の卒業生を送り出した。時代のニーズがなくなってきたのであれば、仕方がない」と話す。三月六日の卒業式で、ささやかに閉校式典をするという。（谷悠己）

## 異議あり！生活保護の削減 上 「子の育成費も確保されない」

しんぶん赤旗 2018年1月24日

10月からの生活保護費削減計画について厚生労働省は、諮問機関である社会保障審議会生活保護基準部会での専門家による検証結果を踏まえたものだと説明しています。しかし、同部会での議論の経過や報告書を見れば、専門家委員の意見にそった削減計画とは到底言えるものではありません。他の研究者からは「今回のように多くの留意点や課題を指摘した報告書はこれまでになく、政府の削減計画には根拠がない」と批判する声があがっています。

厚労省の削減計画は、日常生活費に充てる生活扶助費の基準を、年収階級を10段階に分けた場合の最も低い所得世帯層（年収階級下位10%層）の消費実態と比較・均衡させる手法で引き下げるものです。

この年収階級の下位10%の平均年収は、総世帯では116万円で、2人以上世帯でも193万円とかなり低いものとなっています（2014年全国消費実態調査）。消費支出は、10年間で月額1・3万円減少しています（夫婦1人世帯）。



厚労省の生活保護削減計画に異論が相次いだ社会保障審議会生活保護基準部会＝2017年12月、厚生労働省生存権守れず

生活保護制度に詳しく、03～04年には厚労省の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の委員を務めたこともある法政大学の布川日佐史教授（社会保障論）は、この10年間でも年収階級下位10%層の消費支出の低下に合わせ、国が生活扶助基準を1・3万円も引き下げてきたことで、生活保護制度が本来の機能を果たさなくなっていると指摘。「いま生活保護は基準の底が抜けてしまっている状況だ」と話します。

今回の社会保障審議会の同部会でも多くの委員から、格差や貧困が広がるなかで低所得世帯と比較する手法では“憲法25条に掲げる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）が守れなくなる”との懸念や異論が噴出しました。

「健康で文化的な生活が保てるかどうか、今のやり方ではまったく保障できない」（17年12月8日、首都大学東京・阿部彩教授）

「低所得世帯の消費水準が下がったとしても、これだけは必要であるという額がある。

その点からも精査をやっていただきたい」（同日、同大学・岡部卓教授）

日本女子大学の岩田正美名誉教授は、生活保護利用者の実態をしっかりと調査することを求め、「そうじゃないと怖い。こんなこと（引き下げ）を決めていいのかと思ってしまう」とまで述べました（同日）。

そして同部会は昨年12月14日にまとめた報告書で、今回の検証方法は「子どもの健全育成のための費用が確保されない恐れがある」ことや、「単に消費水準との均衡を図ることが最低生活保障水準を満たすものと言えるのか、水準均衡方式のあり方が問われる本質的な課題」があることを指摘。具体的に生活扶助基準を見直す時は、検証方法に課題が残っていることに留意し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう、強く求める」と厚労省にくぎを刺しました。

### 根拠ない計画

それにもかかわらず厚労省は、報告書がまとめられた4日後には、当初案より減額幅を一定抑えただけの削減計画を決めました。

布川教授は「（今回の削減計画は）専門家の意見を聞いたものでもなく、まったく根拠がない。国は、これだけ基準額が下げられてきた中で、まずは生活保護利用者が健康で文化的な生活ができてきているのかの検証をすべきだ」と語りました。

## 異議あり！生活保護の削減 下 低所得との比較でいいのか

しんぶん赤旗 2018年1月25日

生活保護の生活扶助基準について審議を続けてきた社会保障審議会生活保護基準部会で最終盤に大きな議論となった一つが、生活扶助基準の算定方式として採用している「水準均衡方式」の在り方をめぐる問題でした。具体的には“低所得世帯とのみ比較・均衡させるものでいいのか”という問題です。

昨年12月8日と12日の同部会では、厚労省が示した資料について専門家委員から厳しい意見が相次ぎました。

その資料とは、年収階級を10段階に分けた場合の最も低い所得層（年収階級下位10%層）との比較をもとに算出した高齢世帯の生活扶助基準案で、今回の削減によって、全世帯の平均的な所得層（中間所得層）の消費実態の5割台の水準にとどまることを示すものでした。

### 平均の5割台

これに対し首都大学東京の岡部卓教授は、「（生活扶助基準は）低所得世帯との均衡をはかる一方で、中位の所得階級の6割をクリアするというのがこれまで合意されてきたことではないか」と発言。他にも「なぜ（中間所得層の）6割（が必要）か」というと、先進国の公的扶助の水準がそのぐらいだという考え方。（今回は）かなり下げすぎ」（岩田正美・日本女子大学名誉教授）などの声があがりました。

2003～04年に厚労省の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の委員を務めた法政大学の布川日佐史教授は、「そもそも水準均衡方式の『均衡』とは、一般全世帯の平均消費支出の6～7割に、生活保護利用者の消費支出を均衡させることが定説でした」と指摘。厚労省が中間所得層ではなく、年収階級下位10%層との比較を重視することについては、「歴史的経過を一面化した誤った理解だ」と話します。

布川教授の言う「歴史的経過」とは、「水準均衡方式」が導入（1984年）された経過です。「水準均衡方式」以前に採用されていた「格差縮小方式」（65年導入）では、当時一般世帯の消費水準と比べてかなり低かった生活扶助基準の「底上げ」が目的でした。具体的には「一般勤労者世帯の消費水準の少なくとも60%程度を保障する」（70年、厚生省の「厚生行政の長期構想」）ことを目標に掲げていたのです。この目標は達成され、「一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準」と判断されたことから、その後は「妥当な水準」を維持していくとの考え方で「水準均衡方式」に移行しました。

この経過を見れば、生活扶助基準の検証では、一般国民全体の平均（つまり中間所得層）の消費実態との比較・格差が考慮されるべきだというのが、布川教授や専門家委員の主張でした。

中間所得層の消費水準に対する生活扶助基準額案の割合	
夫婦子1人世帯【30代夫婦+子3～5歳】	67%
高齢夫婦世帯【夫婦ともに65～74歳】	56%
高齢単身世帯【65～74歳】	54%
若年単身世帯【18～64歳】	56%

社会保障審議会生活保護基準部会の報告書から作成

社会保障審議会の同部会の報告書には、専門家委員の要求で新たな生活扶助基準案と中間所得層の消費実態の比較表が盛り込まれ、高齢世帯の基準額が中間所得層の「5割台に

なってしまうことが見込まれることに留意が必要」と注文をつけました。

### 計画の撤回を

しかし厚労省が昨年12月22日に示した削減計画では、生活扶助基準額と中間所得層との比較については一言も触れられておらず、審議会の注文に応える姿勢は見られません。

布川教授は「これは水準均衡方式の本質に関わる問題です」と批判し、こう訴えました。「5割台になる世帯が健康で文化的な生活を営めるとはいえません。中間所得層との格差を拡大し、固定化する今回の引き下げは認めることはできない」（おわり）

（この連載は前野哲朗が担当しました）

**主張:増える独居高齢者 支援へ地域の力どう引き出すか** 公明新聞：2018年1月25日  
地域のつながりが希薄化する中、そのあり方を本格的に見直す時ではないだろうか。

国立社会保障・人口問題研究所が世帯数の将来推計を発表し、2040年には全世帯の約4割が1人暮らしになると予測した。晩婚化や未婚・離婚の増加が要因という。

とりわけ深刻なのは65歳以上の高齢者だ。40年に男性の20.8%、女性は24.5%が独居世帯となる見込みだが、配偶者も子どももない1人暮らしの高齢者は、現役世代に比べて経済的に困窮しやすく、家族の支援も望めない。

健康面でも不安定になりがちだ。買い物や通院、食事などはままならず、孤独死のリスクも高まる。独居高齢者が陥る悪循環を食い止める対策を急がなければならない。

各自治体では、見守りサービスや家事支援などを行っているが、独居高齢者の増加に追い付かないのが現状だ。

ここは、企業や住民ボランティアなど民間を含め「地域の力」を結集した互助・共助のネットワークを活用し、高齢者が地域とつながりを持って自立できる体制を構築していくべきである。

参考にすべき取り組みは少なくない。例えば、住民約6000人のうち65歳以上が4割を占める千葉県柏市の豊四季台団地では、市、東京大学、都市再生機構（UR）が協力して高齢者向けの住宅を整備。同時に、高齢者が生きがいを持てるように農業や育児などで高齢者が培ってきた経験を生かす事業を展開し、好評を博している。

こうした地域一体の取り組みを、政府が後押しすることも必要だ。

また、政府が現在検討している高齢社会対策大綱の見直し案で、高齢者の就労促進を掲げている。自立を支える効果的な施策を打ち出してほしい。

折しも、英国では政権内に「孤独担当相」を新設し、孤独を指標化する手法の研究や対策のための基金設立など、孤独をなくす政策を検討していくことを発表した。

公明党は地域住民などが自発的に支え合う互助のネットワークを基盤とした「支え合いの共生社会」をめざしている。「独りにしない」寄り添う社会を日本でも実現したい。

## 社説：高齢大綱見直し 雇用や年金、議論慎重に 秋田魁新報 2018年1月25日

政府は高齢者施策の指針となる「高齢社会対策大綱」の見直し案をまとめた。大綱見直しは5年ぶり。月内にも閣議決定し、具体的な施策作りを進める。公的年金の受給開始時期について70歳超を選択肢に加えるとともに、高齢者の就労や社会参加を一層促す。

大綱案には「65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現実的なものでなくなりつつある」との考えを初めて明記。「年齢区分による画一化を見直し、全ての年代の人が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」とした。65歳以降が高齢者という従来の考えから一步踏み出す方向を打ち出した。

背景には人口減と少子高齢化が急速に進んでいることがある。このままでは現役世代が高齢者を支えるのが難しくなり、年金や医療、介護など社会保障制度の土台が崩れてしまいかねない。持続可能な制度設計が求められているのは確かだろう。

公的年金の受給開始時期は現在、原則65歳だが、本人が申し出れば60～70歳の間で選択することができる。開始時期を遅らせると、その分毎月の支給額が割り増しとなる仕組みだ。今回の大綱案は、70歳を超えてからの受給開始も選択肢とし、支給額をさらに割り増しして対応する内容。政府は2020年中の法改正を目指すとしている。

高齢になっても働く人を増やすことで年金支給額を抑制する狙いがある。将来の暮らしに関わる重要な問題だけに、どうあるべきか徹底的に議論することが必要だ。

65歳以上を高齢者としたのは、国連が1950年代にまとめた報告書の年齢区分がきっかけだという。55年時点の日本人の平均寿命は男性63・60歳、女性67・75歳だった。その後平均寿命は延び、2016年は男性80・98歳、女性87・14歳。介護を受けたり寝たきりになったりせず、自立して生活できる期間を指す健康寿命は13年で男性71・19歳、女性74・21歳となっている。

日本老年学会などは医療の進歩や生活改善で10～20年前に比べ身体の働きや知的能力が5～10歳ほど若返っていると判断。65～74歳を准高齢者、75歳～89歳を高齢者、90歳以上を超高齢者とする提言を発表している。

健康寿命の伸びを踏まえ、就労環境を整備することは必要だ。大綱案には定年延長や65歳以降の継続雇用をする企業への支援拡充、高齢者の起業支援などの施策が盛り込まれている。だが全ての人が長く働きたいと思うわけではない。新たな仕組みを構築するにしても、自由に選択できる形が望まれる。

健康状態や収入、蓄えなどは個人差が大きいことへの配慮も欠かせない。元気な高齢者ばかりに目を向けていては社会に大きなひずみが生じてしまう。併せて生活困窮者の支えとなるセーフティーネットの充実に力を入れなければならない。

## 社説：相続制度改正 もっと柔軟な知恵も 中日新聞 2018年1月26日

法制審議会の部会が相続制度改正の要綱案をまとめた。故人の配偶者が「居住権」を持ったり、親族が介護すれば金銭を請求できる。だが前提は法律婚だ。多様化の時代に即した知恵もいる。

相続分野の民法改正は一九八〇年以来的の見直しとなる。背景となる出来事があった。

最高裁が二〇一三年九月の決定で、結婚していない男女間の子（婚外子）の遺産相続分を、法律上の夫婦の子（嫡出子）の半分としていた民法規定を「違憲」と判断したのだ。

これを受けて改正民法が同年十二月に成立した。そして自民党の一部から湧き起こったのが「家族制度が壊れる」との声だ。

そこで、法務省は法律婚の配偶者優遇の検討を開始した。一五年、当時も法相だった上川陽子氏が法制審に諮問したのが、相続分野の民法改正だったのだ。法制審での焦点は、高齢の配偶者の家と生活資金だ。相続分は遺産の二分の一だ。評価額が高い自宅を相続すると、残る遺産の分割で得られる預貯金などが少額になり、生活費が不足する。

だから、浮かび上がったのが、配偶者が家を出ていなくても済む「居住権」を新設す

ることだ。住宅を「所有権」と「居住権」の二つの権利に分けて、配偶者に居住権を与えるルールだ。居住権は相続されず、配偶者が居住権、子どもが所有権を取得する。

高齢化社会の中で故人の配偶者にとって、有効な施策であるには違いない。これは評価できる。

もう一点の重要な変更は、介護した親族にその貢献を認め、金銭を請求できる制度を新設することだ。相続する権利のない親族も含まれる。介護の尽力に見返りがある方が合理的だといえよう。ただ、法律婚でないと、相続の対象外という根本は変わらない。むしろ法律婚が社会や家族の基礎をなすことは否定しない。一般的だ。だが、中年になって配偶者と死別し、新しいパートナーと出会っても、あえて戸籍に記入せず、事実婚を選び、同居する人々も多いのである。

ただ、パートナーが献身的な介護を尽くしても何の見返りも得られない。遺言がない限り、法律婚でないから、高齢なのに家から出ていかざるを得ない。この矛盾は放置しているのか。社会保障では事実婚でも遺族年金などの給付対象になる。社会は多様化が進む。柔軟な発想がいる時代なのではなかろうか。

### 社説:受給年齢の拡大だけでは拭えぬ年金不信

日本経済新聞 2018年/月 26日

百年安心をうたう年金改革法が成立した2004年を最後に、歴代政権は本格的な改革を避けてきた。支給水準引き下げへの高齢層の反発が強く、政権運営に打撃を受けるのがわかっているからだ。そうしたなかで年金をもらい始める年齢について70歳を過ぎても選べるようにする法案を厚生労働省は20年にも国会に出す意向だ。

長寿化に伴い年金をもらうのを先送りして働きたいという高齢者は増えている。人手不足もあってその傾向は強まっている。先送りすれば年金単価が増えるので高齢者就業を促す効果が期待できる。

もっとも、これで年金財政が好転するわけではない。65歳へ引き上げ途上にある支給開始の基準年齢をもう一段、引き上げる改革こそが王道である。困難な道だが安倍政権にぜひ取り組んでほしい。

政権は新しい高齢社会対策大綱を今月中に閣議決定する。内閣府がまとめた大綱案のなかで目を引くのが「70歳以降の受給開始を選べる制度」の検討だ。

受給開始を基準年齢より先送りする場合、厚労省は1歳につき単価を約8%増やす。70歳まで有効な今のこの仕組みを、70歳を過ぎた人にも適用するのが大綱の考え方だ。内閣府が設けた会議（座長清家篤慶応大教授）が昨年10月にまとめた報告書で打ち出した。

収入があり、長生きする自信がある人には朗報だ。逆にそう思わない人は、単価は減額されるが65歳より前にもらい始めればよい。

また一定以上の収入がある人の年金を停止・減額する制度が高齢者就業を阻んでいる面がある。この制度の見直しも同時に必要だ。

足元では表面化していないが、将来にわたって年金財政が盤石とはいえない。現高齢者への標準支給額を示す所得代替率は、想定を大きく上回っている。支給水準を毎年小刻みに切り下げる制度を有効に機能させなかったツケだ。

そこで、超長期の年金財政を安定に導く切り札になるのが基準年齢の引き上げである。欧州には67～68歳に引き上げつつある国がある。平均寿命がより長い日本は70歳を基準にしてもよいだろう。

ところが厚労省は逃げ腰だ。保険料収入と積立金取り崩しで得られる財源に応じて給付を賄っているのが、基準年齢引き上げは財政好転につながらないというが、これは甚だ説得力に欠ける。04年改革から10年以上たつ。本格的な改革に踏み出す時である。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つながちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

